

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する

取りまとめに向けて（たたき台）

以下は、これまでの部会における審議等を踏まえた、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する取りまとめに向けたたたき台である。

第1 人事訴訟事件関係

1 人事に関する訴えの管轄権

人事に関する訴えは、次の(1)から(6)までのいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

- (1) 身分関係の当事者の一方又は双方に対する訴えであって、当該当事者の一方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- (2) 身分関係の当事者の一方からの訴えであって、当該身分関係の当事者の他の一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。
- (3) 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。
- (4) 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき（当該当事者がその死亡の時に日本の国籍を有していたときを含む。）。
- (5) 日本国内に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであって、当該身分関係の当事者の双方が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。
- (6) 日本国内に住所がある者からの身分関係の当事者の一方又は双方に対する訴えであって、当該当事者が行方不明であるときその他当該当事者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき。

2 併合請求における管轄権

一の人事に関する訴えで数個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、当該一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴

えを提起することができるものとする。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第三十八条前段に定める場合に限るものとする。

3 関連請求の併合による管轄権

一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求（当該人事訴訟における当事者に対するものに限る。）とをする場合においては、日本の裁判所が当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。

4 親権者の指定等についての裁判の管轄権

- (1) 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有するときは、人事訴訟法（平成 15 年法律第 109 号）第 32 条第 1 項に規定する子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分及び同条第 3 項の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有するものとする。
- (2) 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、第 2 の 12(1) から (4) までのいずれかに該当するときは、人事訴訟法第 32 条第 1 項に規定する財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有するものとする。

5 特別の事情による訴えの却下

裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者間の成年に達しない子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

6 反訴

- (1) 日本の裁判所が反訴の目的である人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である人事訴訟に係る請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とする場合に限り、民

事訴訟法第 146 条第 1 項の規定による反訴を提起することができるものとする。

- (2) 日本の裁判所が反訴の目的である人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えについて管轄権を有しない場合には、被告は、既に日本の裁判所に当該人事訴訟が係属する場合に限り、民事訴訟法第 146 条第 1 項の規定による反訴を提起することができるものとする。

7 日本の裁判所の管轄権に関する職権証拠調べ、管轄権の標準時

民事訴訟法第 3 条の 11 及び同条の 12 の規定の適用によるものとする。

8 人事訴訟を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄

民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 11 条の規定の適用によるものとする。

第 2 家事事件関係

1 後見開始の審判事件等の管轄権

裁判所は、後見開始の審判事件（家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）別表〔以下、同法の別表を引用するときは、法律名の記載を省略する。〕第一の 1 の項の事項についての審判事件をいう。）、保佐開始の審判事件（同表の 17 の項の事項についての審判事件をいう。）又は補助開始の審判事件（同表の 36 の項の事項についての審判事件をいう。）について、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人となるべき者（以下この段落において「成年被後見人等となるべき者」という。）の住所若しくは居所が日本国内にあるとき又は成年被後見人等となるべき者が日本の国籍を有するときは、管轄権を有するものとする。

2 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件の管轄権

裁判所は、不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の 55 の項の事項についての審判事件をいう。）について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

3 失踪の宣告の審判事件等の管轄権

- (1) 裁判所は、失踪の宣告の審判事件（別表第一の 56 の項の事項についての審判事件をいう。）について、不在者が生存していたと認められる

最後の時点において、不在者が日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、管轄権を有するものとする。

(2) (1)の場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の審判事件について、不在者の財産が日本国内にあるときはその財産についてのみ、不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるときはその法律関係についてのみ、管轄権を有するものとする。

(3) 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件（別表第一の 57 の項の事項についての審判事件をいう。）について、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

ア 日本において失踪の宣告の審判があったとき。

イ 失踪者の住所が日本国内に住所あるとき又は失踪者が日本の国籍を有するとき。

ウ 失踪者が生存していたと認められる最後の時点において、失踪者が日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたとき。

4 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件の管轄権

裁判所は、嫡出否認の訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するときは、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（別表第一の 59 の項の事項についての審判事件をいう。）について、管轄権を有するものとする。

5 養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権

裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判事件（別表第一の 61 の項の事項についての審判事件をいう。）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同表の 63 の項の事項についての審判事件をいう。）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

6 死後離縁をするについての許可の審判事件の管轄権

裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判事件（別表第一の 62 の項の事項についての審判事件をいう。）について、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- (1) 養親又は養子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- (2) 養親又は養子はその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。
- (3) 養親又は養子の一方が日本の国籍を有する場合であって、他の一方がその死亡の時に日本の国籍を有していたとき。

7 特別養子縁組の離縁の審判事件の管轄権

裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判事件（別表第一の 64 の項の事項についての審判事件をいう。）について、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- (1) 養親又は養子（申立人を除く。）の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- (2) 養親及び養子が日本の国籍を有するとき。
- (3) 養親及び養子が最後の共通の住所を日本国内に有していた場合であって、申立人である養子の住所が日本国内にあるとき。
- (4) 申立人の住所が日本国内にある場合であって、養親及び養子（申立人を除く。）が行方不明であるときその他養親又は養子（申立人を除く。）の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）があるいずれの国の裁判所にも申立てをすることが著しく困難であるとき。

8 親権に関する審判事件等の管轄権

裁判所は、親権に関する審判事件（別表第一の 65 の項から 69 の項まで並びに別表第二の 7 の項及び 8 の項の事項についての審判事件をいう。）、子の監護に関する処分の審判事件（同表の 3 の項の事項についての審判事件をいう。）（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）及び親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（別表第一の 132 の項の事項についての審判事件をいう。）について、子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

9 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件等の管轄権

裁判所は、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件（別表第一の 70 の項の事項についての審判事件をいう。）又は未成年後見人の選任の審判事件（同表の 71 の項の事項についての審判事件をいう。）について、未成年被後見人となるべき者又は未成年被後見人（以下この条

において「未成年被後見人となるべき者等」という。)の住所若しくは居所が日本国内にあるとき又は未成年被後見人となるべき者等が日本の国籍を有するときは、管轄権を有するものとする。

10 夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件の管轄権

裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件(別表第一の84の項及び85の項並びに別表第二の1の項から3の項まで、9の項及び10の項の事項についての審判事件(同表の3の項の事項についての審判事件にあっては、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件に限る。)をいう。)について、扶養義務者(別表第一の84の項の事項についての審判事件にあっては、扶養義務者となるべき者)であって申立人でないもの又は扶養権利者(子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件にあっては、子の監護者又は子)の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

11 相続に関する審判事件の管轄権

- (1) 裁判所は、相続に関する審判事件(別表第一の86の項から110の項まで及び133の項並びに別表第二の11の項から14の項までの事項についての審判事件をいう。)について、相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合には相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。)は、管轄権を有するものとする。
- (2) 相続開始の前に、推定相続人の廃除の審判事件(別表第一の86の項の事項についての審判事件をいう。)、推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件(同表の87の項の事項についての審判事件をいう。)、遺言の確認の審判事件(同表の102の項の事項についての審判事件をいう。)又は遺留分の放棄についての許可の審判事件(同表の110の項の事項についての審判事件をいう。)の申立てがあった場合における(1)の適用については、「相続開始の時ににおける被相続人」とあるのは、「被相続人」と、「相続開始の時ににおけるその」とあるのは「その」と、「相続開始の前」とあるのは「申立て前」とするものとする。

- (3) 裁判所は、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の 88 の項の事項についての審判事件をいう。）、相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件（同表の 90 の項の事項についての審判事件をいう。）、限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の審判事件（同表の 94 の項の事項についての審判事件をいう。）、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件（同表の 97 の項の事項についての審判事件をいう。）及び相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件（同表の 99 の項の事項についての審判事件をいう。）について、相続財産に属する財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。
- (4) 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件（別表第二の 12 の項から 14 の項までの事項についての審判事件をいう。）の申立てをすることができるかについて定めることができるものとする。
- (5) (4)の合意は、書面でしなければ、その効力を生じないものとする。
- (6) 民事訴訟法第 3 条の 7 第 3 項の規定は、(4)の合意について準用するものとする。
- (7) 外国の裁判所にのみ(4)の申立てをすることができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができないものとする。

12 財産の分与に関する処分の審判事件の管轄権

裁判所は、財産の分与に関する処分の審判事件（別表第二の 4 の項の事項についての審判事件をいう。）について、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- (1) 相手方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
- (2) 申立人及び相手方の双方が日本の国籍を有するとき。
- (3) 申立人及び相手方が最後の共通の住所を日本国内に有していた場合であって、申立人の住所が日本国内にあるとき。
- (4) 申立人の住所が日本国内にある場合であって、相手方が行方不明であるときその他相手方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき。

13 家事調停事件の管轄権

- (1) 裁判所は、家事調停事件について、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。
 - ア 当該調停を求める事項についての訴訟事件又は家事審判事件について日本の裁判所が管轄権を有するとき。
 - イ 相手方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。
 - ウ 当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意をしたとき。
- (2) 民事訴訟法第3条の7第2項及び第3項の規定は、(1)ウの合意について準用するものとする。
- (3) 人事訴訟法第2条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての調停事件については、(1)イ及びウは適用しないものとする。

14 親権者の指定等の処分についての管轄権

裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消しについての調停事件について管轄権を有するときは、家事事件手続法第282条に規定する親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有するものとする。

15 特別の事情による申立ての却下

裁判所は、1から14までの各事件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（遺産の分割に関する審判事件について、日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の合意に基づき申立てがされた場合を除く。）においても、事案の性質、申立人以外の事件の関係人の負担の程度、証拠の所在地、未成年者である子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その申立ての全部又は一部を却下することができるものとする。

16 管轄権の標準時

日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。

第3 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の承認及び執行

1 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の効力

民事訴訟法第118条の規定は、外国裁判所の家事事件についての確定した裁判について準用するものとする。

2 外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の執行判決

- (1) 外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄し、この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄するものとする。
- (2) 外国裁判所の判決及び家事事件における裁判が一の裁判書に記載されている場合において、(1)の家庭裁判所に当該外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えが提起されたときは、当該家庭裁判所は、当該外国裁判所の判決についての執行判決を求める民事執行法（昭和54年法律第4号）第24条第1項に規定する訴えに関し、同項に規定する地方裁判所と同一の権限を有し、同項に規定する地方裁判所に当該外国裁判所の判決について執行判決を求める訴えが提起されたときは、当該地方裁判所は、当該外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えに関し、(1)の家庭裁判所と同一の権限を有するものとする。
- (3) (1)の外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決は、裁判の当否を調査しないでしなければならないものとする。
- (4) (1)の外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えは、外国裁判所の家事事件における裁判が、確定したことが証明されないとき、又は1において準用する民事訴訟法第118条各号に掲げる要件を具備しないときは、却下しなければならないものとする。
- (5) (1)の外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決においては、外国裁判所の家事事件における裁判による強制執行を許す旨を宣言しなければならないものとする。

第4 その他

1 法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）

- (1) 後見開始の審判等

後見開始，保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）については，日本法によるものとする。

(2) 失踪の宣告

失踪の宣告の審判については，日本法によるものとする。

2 その他所要の整備